

これからの法曹に求められるもの——現場からの報告

講演記録

——現場からの報告——

神奈川大学法科大学院では、講演会の開催や、授業の中でゲストをお招きするなどの形で、さまざまな分野で活躍しておられる方々のお話を聞く機会を設けています。その一端をこのロージャーナルで紹介していきます。

今回は、2006年から2008年にかけておこなった法曹倫理の授業のゲスト講演から3件をご紹介します。なお、実際の講演を大幅に要約したものになっています。



これからの弁護士と弁護士会

武井 共夫

(弁護士、横浜弁護士会会長)

司会 それでは、横浜弁護士会の会長をお招きしての公開講演会をはじめます。武井先生、お願いします。

武井 皆さんこんにちは。横浜弁護士会の会長をしております武井と申します。今日は大勢の方にお集まりいただきましてありがとうございます。

略歴

私は1981年に弁護士になり、この4月から横浜弁護士会の会長になりました。神奈川県内に法律事務所をもつすべての弁護士が加入しているのが横浜弁護士会で、今年の9月に会員数990人、12月には1000人を超えると思います。また、本会は、神奈川県内のロースクール4校に教授や講師を派遣して地域の法科大学院教育に協力しています。私自身も横浜国立大学で去年まで教えていました。

弁護士になった時に、私は横浜法律事務所という事務所に入りました。この事務所は、坂本堤弁護士という、オウム真理教に殺された弁護士が所属していた事務所で、彼は私の6年後輩になります。弁護士になった時はちょうど川崎の公害問題が非常にひどかった頃で、今日司会をされている森田教授と一緒に、川崎の公害裁判を十何年かやりました。それから、労働事件などもやっていました。今は消費者問題とかインターネットの問題とか、比較的新しい分野の問題を手がけています。弁護士会の消費者委員会などもやっていて、消費者問題の著書も何冊

か出しています。

今日のテーマは、弁護士の活動はどんなものかということですね。そこで、他の人があまり経験してない話をしたい、それがオウム真理教の話です。それから、自分で切り開くということで、消費者問題についてお話して、最後にこれから法律家をめざす人にどういうことを考えてもらいたい、お話させていただきます。

坂本弁護士事件——最悪の弁護士業務妨害事件

坂本事件が起きたのが1989年ですから、その頃からみるともう20年近く経ちました。ただ私自身は、もう20年近く前の話であっても、昨日の事のように思い出されます。

1989年10月31日に、事務所にオウム真理教の早川という人と上祐という人と青山という弁護士がやってきました。当時オウム真理教は麻原彰晃の血を飲む、血のイニシエーションという儀式を、お布施をとってやっていたんですね。ところがいろいろ調べた結果インチキだという証拠を坂本弁護士が見つかり、10月31日にオウムの連中を追及した。結局話は決裂して彼らは帰っていったんですが、私も当時の彼らの姿をよく覚えています。白いサマナ服という服を着て彼らはやってきたんです。その3日後の深夜、事件が起きたわけです。連休明けに坂本弁護士が事務所に来ないので、これはおかしいなと、7日に洋光台のアパートに行きました。そうしたら、ちょうど晩ごはんを食べ終わってまだ片付けが終らない、ごはんも保温器の中に

入ったままで、一家がいないのです。これはおかしいと警察に届けて、捜査が始まったわけですね。翌朝には、オウム真理教のプルシャというバッジが見つかった。

オウム真理教に対する調査・弁護団活動

後から警察の実況見分調書を見て、血痕がいろいろなところで発見されて相当な事件があったんだなと分かったのですが、当時はそこまでは分かりませんでした。我々は当初からやっぱりオウム真理教が怪しいと考え、捜査を求めたんですけれど、なかなか証拠もないということで、結果的に1995年の9月に三人の遺体が発見されるまで、捜査が進まない。それで私達の方でも警察に任せるだけじゃなくて、オウム真理教の信者さんから話を聞いたり、いろいろ調査に出かけたり、オウム真理教の違法・犯罪行為の告訴・告発などもしていたんですね。

結局、その間にオウム真理教が起こした拉致・誘拐事件などの事件を追及していくことによって、オウム真理教の実体がだんだんわかってきた。ちょうど1994年の後半くらいから、かなりオウム真理教のボロが出てきて、年末から年始にかけてサリンの痕跡がオウム真理教の周辺で見つかったというようなことから、95年の1月には松本サリン事件はオウムの仕業じゃないかと言われ始めた。3月にいよいよ捜索という直前に地下鉄サリン事件が起きたでしょ。やっと3月の20何日だったかな、捜査が始まって一挙に全貌が明らかになってきたわけですね。

私達は非常に危険な思いをしまして、滝本太郎という仲間の弁護士がいるのですが、彼は4回もサリンを撒かれています。ほかにもいろいろなことをされているんですね。実はオウムは、ポアリストというリストを作っていたらしいのですが、弁護士も何人かそれに載っていて、私は二番目だったらしいんです。ところが一番目の滝本さんは4回失敗したもんだから、私のところまで回ってこなかったんですね。それが分

かって、1995年の3月から9月まで私の自宅の前に警察の車がずっと停まって自宅警備をしていました。私も県警の刑事部長に呼ばれて、「ご自宅とご家族はお守りしますから、ご自分は自分で何とかして下さい」と言われました。当時、うちの子はたぶんまだ小学校に入らないくらいだったと思うんですけど、近くの公園にも遊びに行くこともなかなかできない状態だね、苦労させたと思いますが、そういう思いをしなながら頑張ってきた。

私達は仕事上、嫌がらせを受けることがあります。嫌がらせといっても頼んでないビザが大量に届くとか、あるいは消防車がやってくるとか、寿司がやってくるとか、そういうことが多いんですけど、時には脅迫もある。場合によっては暴力を受けることもある。ただおそらく一家三人殺されたというのは他にないと思いますね。それは極端な例だと思いますけれども、私達弁護士は、やっぱり弁護士の使命もあると思いますから、基本的人権の擁護と社会正義の実現、それを貫こうとした場合、必ずあつれきはある。

例えばサラ金問題があります。今は貸金業法がかなり強くなって貸金業者相手に闘うのは全然どうってことない、簡単にできますけど、昔はそういう貸金業法すらなかった。テレビなんかで、貸金業者が借りている人を脅かして取り立てたり、強制的に働かせたりというのがありますね。昔はそれが当たり前だったんです。私も事務所で貸金業者に突き飛ばされたというか、突き飛ばされそうになったことがあります。だから弁護士が、自分の信じた道を貫く、あるいは正義を貫くというのは、それだけ大変なことでもあるということを理解していただければと思います。

オウム問題の話に戻りますが、私達もテレビ等でオウム真理教の実態を訴え、警察に徹底捜査をさせるように働きかけました。それから、オウムを破産させたり、あるいは裁判を起こしたりして、地下鉄サリン事件・リンチ殺人事件

等の被害者の救済・救援にあたったんですね。ただなかなかオウム真理教自体は、賠償能力がないので苦労しました。最終的には、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」が成立しました。私達弁護士としては、まず被害者を励まして被害者に団結してもらって一緒に救済を求めるといふこと、その相手はまずはオウム真理教であり、それから国や地方公共団体にも協力してもらい、更には最終的には国の立法にも関わって行きました。

弁護士は当然司法の一翼を担っているわけですから裁判所というイメージがどうしても強いかもしれないけど、最近では日弁連でも立法に力を入れている。つまりなかなか司法だけでは解決できない問題を、今度は立法で解決する、あるいは行政に働きかけることに力を入れています。例えば、任期付公務員という制度もできていて、弁護士のままで任期を限って公務員になるという制度もあります。それから、最近の話では、消費者庁を作るという閣議決定が6月27日にされて、その法案準備のために弁護士が欲しいということで、その募集が弁護士会にきた。弁護士として司法の場で活躍するのはもちろん当然ですけど、同時に行政の場や、あるいは立法の場で活躍する人もいます。ちなみに、弁護士で日弁連の消費者問題対策委員会の委員などをやっていて、それがきっかけで金融庁に公務員として入って、そこで貸金業法の改正に力を入れて、政治家に転身して今参議院議員になっているという人もいますね。また専門家との連携も必要です。例えば、カウンセリングの専門家と協力してやっていく。宗教の問題では、キリスト教の牧師さんや神父さんの協力を得ることもありました。

被告人の立場をどう考えるべきか

それから、加害者弁護の問題があります。オウム真理教の場合は刑事事件でもありますね。私自身、一回だけですけども、オウムと縁を切りたいので、オウムに詳しい弁護士さんに頼

みたいと、信者さんがたまたまテレビで見た私に依頼してきたことがあります。通常私達は被害者側ですから、加害者の弁護をするのはどうかと、若干悩みました。けれども、よく考えてみると、もともと私たちは親御さんに頼まれて子供をオウムから救出するというのをやっていたんです。ところが救出できなかった人たちが、たまたま救出の対象にならなかった人が、麻原の指示のもとで犯罪を犯す。そういう意味では、彼ら自身も被害者の一人です。たまたま犯罪を犯さなかった人と、お前やれと言われたからやった人と、その違いであって、そういう意味ではやっぱり弁護をしてもいいんじゃないか。ただ同時に、やったことはきちんと理解すべきです。彼らは当時、いわゆるマインドコントロールをされていたわけですが、マインドコントロール下にあったとしても、通常の規範意識が皆無になっているわけではないし、真にマインドコントロールから脱却して社会復帰するためにも、どうしても自分の責任と被害の重大性をきちんと認識し、それを法的に償うことが不可欠だと私は考えています。

消費者問題への視点

現在の活動の中心は、消費者問題です。私は当初公害事件などをやろうと思っていたので、まさか消費者問題を手がけるとは予想していませんでした。ただ時代が求めたというか、ちょうど当時インチキな事件が続いて、そういうことから消費者問題をやっています。消費者問題についてちょっとお話すると、例えば公害というのは自分に何の責任もない場合が多いですね。しかし消費者問題というのは、要するに自分が儲けたいと思ってお金を騙し取られちゃうということが多い。うまい話に乗ったほうも悪いという方もおられる。私はそれを全面的に否定するつもりはありません。ただ、人間の心の弱さは誰でも持っています。それに付け込んで持ちかけたり、騙したりということがおきています。ですから、いまは「不招請勧誘の禁止」

そもそも自分から望まない人に対して商売に乗りませんかという話をしてはいけないことになってきています。

消費者問題にはいろいろな問題があります。中には被害者が何百人、あるいは何千人というケースもあります。そういう事件が起きた時には、かなり集中的にやらないきゃいけない。もちろん、一人じゃなくてほしい神奈川では十数人から数十人の弁護士を組みます。

弁護士としてのよろこび

消費者事件をやってどれくらいの収入を得られるかということも少しお話します。正直に言って、消費者事件というのは中には得られる収入が少ないものもあります。もちろん大きな事件が解決すればそれなりの収入が得られると思えます。

ただ、弁護士としての責任を果たして、例えば私の場合でしたら消費者問題を通じて、依頼者から信頼を受けることは、弁護士としての大きなやりがいです。これは消費者問題に限らずどんな問題でもそうですが、どうしても頑張ったけど力及ばず裁判に負けてしまった時によくやってくれましたと言われれば、残念だけど、依頼者が理解してくれるのはうれしいことです。依頼者から干し芋を送ってもらったりもします。手彫りの仏像をもらったこともあります。気持ちがいいですね。お礼だと言って魚とか野菜とかを持ってくる依頼者も結構いるみたいですね。それは消費者問題に限らずどんな問題でも、苦勞が被害救済に結びつき、被害者に感謝されたときの喜びは、何ものにも代え難いものがあると思えます。

さまざまな工夫を

今、過払金の返還請求が盛んですね。これも元々は大変な苦勞をして、私も含めて先人が大変な苦勞をして切り開いてきたものです。

消費者問題なんかをやっていると、非常にいろんな問題が出てきます。例えば金融商品、

ITの訴訟問題もある。インターネットや携帯電話を通じていろんな問題が起きている。そういう新たな問題があります。新しい問題に取り組むためのマニュアルがあれば、それは楽なんですけど、マニュアルなんかない。だから自分たちで考えながらやっていかなきゃいけない。そこで一番重要なのは、仲間同士のネットワークです。弁護士を結成して共同で受任し、知恵と力を出し合って、調査研究を深めながら事件を担当する場合も多いし、全国的に情報交換をするネットワークづくりも不可欠です。業界の実情や、法令や、業界の自主規制を調査するためにヒアリングをしたり、文献を収集したりするために、日本だけではなくて、私もロンドンとかルクセンブルクとかペルギーとかいろいろな所へ行きました。

個人的な勉強も欠かすことはできません。専門家にいろいろ話を聞いたり、図書館に行ったりもします。医学部にもお世話になります。医療過誤なんかやるとね、特定の科の問題に関して最先端のことを勉強して、例えば法廷でお医者さんとやり合うわけですね。

消費者問題に戻りますけれども、私はファイナンシャルプランナーや宅建の資格も取りましたね。人によってはマンション管理士をとったりする人もいます。資格を取るような勉強をすることによって、その分野の基礎的な知識を学ぶことができます。学者と連携をもつことも大切です。やっぱりなかなか今までの判例や理論では解決できない事件はいくらでもあるんですね。ですから、いろんな大学の先生に教えを乞う。教えを乞うだけじゃなくて一緒に考える。学者の先生はいろんなところに論文を出していますので、その論文を裁判に出すなど、学者との連携は非常に必要だと思います。

消費者問題は我々が切り開いてきたから、全く前人未到の分野じゃないんです。ただ、さらに実効性ある消費者保護を進めていくためには、省庁の中に弁護士が入っていくことも必要ですし、外からも弁護士がバックアップすることが

必要です。ぜひ消費者法にも興味を持って勉強していただくと、これはプラスになることはあってもマイナスになることはないとお約束します。これからロースクールを出られた若い法律家の皆さんが消費者問題に興味を持っていただくことを期待したいと思います。同時に、やっぱり自分で切り開いていくということが非常に重要だろうと思います。

これからの弁護士に求められるもの

今、弁護士は過渡期です。これから法曹人口がどんどん増えていくことは間違いありません。横浜弁護士会の会員も、私が弁護士になる直前は300人台でしたが、もうすぐ千人を超えます。それくらい増えています。なかなか就職がたいへんだということもあります。実をいうと、会長として頭が痛い問題の一つが就職問題です。昔ほど簡単に就職できる時代ではない。私達の頃は、自慢するわけじゃないけど、私一人に対して多分十を超える事務所からうちに来てくれというオファーがあったと思うんですね。今はなかなかそういう時代ではない。実をいうとね、弁護士には、昔は就職という概念はなかったんですね。今は会社に就職するように当たり前のような感じで、就職という言葉を使っていますが、昔はイソ弁と言っていました。イソ弁とは要するに居候弁護士ですね。居候弁護士だけど、給料も一応出る。ただそれは就職とは言わないですね。今は法律事務所に勤めて給料を貰うのが当たり前という感じになっているところがある。それはそれでいいんですけども、本当に事務所に勤めて給料を貰えさえすればいいのか、ぜひ皆さんにはそうじゃないと理解していただきたいんですね。

まず、基本的人権の擁護と社会正義の実現、これを根本に考えてほしいのですが、例えば、生活保護を受けている人が生活保護を打ち切られて死んじゃうとか、格差社会が進行している中で新たな人権侵害が起っている。ネット社会の進展に伴って人権侵害も広がっていくという面

もあります。弁護士や弁護士会も新たな問題にどんどん対応していく必要がある。そのために常に最新の状況、権利がどうなっているかという状況について気を配る、或いは法理論や弁護士としての技量を高める。これが必要となります。ですからもちろん皆さんいま一生懸命勉強しているでしょうが、それだけで満足しちゃいかん。弁護士をやっている以上は一生勉強だと、そう思っています。

同時に、個々の事件の救済、解決にとどまるのではなくて、弁護士も政策形成あるいは立法ということにも関与していく。たまたま私が関わってきたのは公害、環境とか消費者問題、犯罪被害者問題ですが、ほかにもたくさん問題があります。弁護士の関与といっても、いきなり立法とかいきなり行政というのではなくて、最初は相談を受けて、これ何とかならんかということで、訴訟とか紛争解決とか、そこから始まって行政・立法にもだんだんかかわる必要があると思います。

それから、弁護士はいま、非常に多様な分野で、多様な形態で求められています。今までみたいに単に依頼があって訴訟するというような、これは日本だけの伝統的な弁護士道だと思うんですけど、それは変わってきています。いろいろな分野の可能性ががあります。例えば、企業内弁護士、環境保護団体とか消費者団体、それから公益的事務所、弁護士過疎の地方でも公設事務所などいろいろな可能性ががあります。ただいろんな可能性があるというのは、逆にいうと努力しないと、弁護士になってもなかなか成功しないということもありえる。弁護士の中には、弁護士になったのに食えない、という人もかなりいるんですけどね。それは本末転倒で、やっぱりなった以上は、努力して切り開いていかないと。それから、弁護士会としては、そういう弁護士も含めてバックアップしていくということが、今の大きな課題です。

質疑応答

学生 オウム真理教に対する弁護活動の中で、テレビなどでたくさん出られたということでしたが、マスコミとの関係で自分たちが意図する方向とは違う報道をされたなどの体験があれば教えていただけないでしょうか。

武井 坂本弁護士事件の真相究明なり解決は、なかなか思った通りにいかないということがありましたね。オウムの時は圧倒的に、オウム真理教があまりにひどすぎたから、報道してもらえないということにはなかった。ただ、テレビはどうしても視聴率をとりたいたいから、結構難しい問題なんですね。例えば私はテレビに一番多い時で週に十何回も出ていましたけど、そのころ一番困ったのは、テレビ局の人っていうのはどうしても視聴率をとりたいたいから、それを期待されるんですね。見ているとわかるんですよ。朝行くと垂れ幕みたいなのがあって、それに何とかという番組は今日は視聴率何パーセントとか、全部出ているわけですよ。そうすると、どうしてもそれに少し応えないと悪いかなという気になってくるんですね。逆に言うと、どうしても視聴率をとりたいたいテレビ局の意図に、わざとではなくて自然に協力したくなっちゃう面があるんですね。ある時から私は基本的に出ないようにしたんですけど。どんな報道でもそうですが、自分自身を律しなきゃいけないですね。難しいです、テレビとの付き合い方は。

学生 先生は、法曹人口の増加に伴い、これからの弁護士と弁護士会には多様な役割が求められるとおっしゃっていましたが、この問題はロースクールが始まる前からわかっていた問題だと思えます。具体的に、弁護士会がどのようにバックアップしていくのか、ぜひお聞かせいただきたい。

武井 これが一番の難問です。正直に言って、実際に企業からどれくらい求人があるかという、少なくともそんなに目立つほどじゃない。東京の弁護士会がやっている求人の説明会に

20いくつとか30いくつとかそれくらいの会社から応募があるくらいですね。なかなかまだ社会が追いついてないというか、あるいは弁護士会が追いついてないというか、やっぱりかなり社会の構造が変わっていかないと、消費者団体とかそういうところも含めて弁護士が入っていくというふうにはならないんだろうと思います。就職については横浜弁護士会では、会長直轄のプロジェクトチームを作って、そこで議論しています。

それからさきほど、どこかに就職してそこに勤めてそれでいいやという姿勢じゃなくて、自分で切り開いていくという姿勢を持って欲しいという話をしました。そういう姿勢があれば、弁護士会はバックアップできると思うんですね。新しいことをはじめるとき、例えば公設事務所を作るためには人がいるわけです。あるいはロースクールも、神奈川大学に教授として弁護士が行く、行くのは一人だけど、その背後には弁護士会のバックアップチームがあります。ロースクールだけじゃなくて、新しいところに人が要る時にはバックアップチームは作れると思うんですね。むしろむしろそういう方がいいんじゃないかという気がしているんですけどね

司会 自治体との接触もいろいろとしていますよね。

武井 実を言うと、私も中田横浜市長と会ったり、県知事も話をしたりしています。来週も県知事と会う約束をしまして、県の消費者行政に弁護士会も協力するからやろうじゃないかという話をする予定です。今、過渡期というか、これからでしょうね。

司会 よろしいでしょうか。それでは時間がまいりましたので、本日の講演会は終了したいと思います。武井先生、ありがとうございました。

(2008年7月5日)